

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する区基準（素案）について

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の考え方
1	基準の目的	従	・児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	国基準（第2条）のとおり	
2	基準の向上	従	区は以下の責務を負う ・児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取して、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、基準を超えて設備及び運営を行うよう勧告できること ・基準を常に向上させるよう努めること	国基準（第3条）のとおり	
3	基準と事業者	従	事業者等は以下の義務を負う ・基準を超えて設備及び運営を向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合には低下させないこと	国基準（第4条）のとおり	
4	事業者の一般原則	参	事業者等は以下の義務を負う ・利用児童の人権配慮、人格の尊重 ・事業者の地域交流、連携、運営内容の地域や保護者への説明努力 ・運営に関する自己評価、外部評価の実施、結果の公表 ・必要な設備の確保義務 ・利用者の保健衛生、危害防止に配慮した設備の設置	国基準（第5条）のとおり	
5	非常災害	参	事業者等は以下の義務を負う ・消火用具、非常口等の設置 ・災害対策計画の策定と訓練の実施（消火、避難訓練は定期的実施）	国基準（第6条）のとおり	
6	職員の一般的要件	参	・健全な心身、豊かな人間性と倫理観、児童福祉事業に対する熱意を有すること ・できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けていること	国基準（第7条）のとおり	
7	知識・技能の向上	参	・職員は自己研鑽、必要な知識及び技能の習得、維持向上に努めること ・事業者は職員に対する資質向上のための研修機会を確保すること	国基準（第8条）のとおり	
8	設備・施設	参	・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）の設置 ・その他支援の提供に必要な設備及び備品等を設置 ・専用区画の面積 おおむね 1.65 平方メートル/1 人以上 ・専用区画並びに設備および備品等（専用区画等）は、事業所の開所時間中は専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものであること（児童の支援に支障がない場合を除く） ・専用区画等の衛生及び安全確保の義務	国基準（第9条）のとおり	
9	職員	従	・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であり、都道府県知事が行う研修を修了したものであること ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 高等学校卒業等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの ④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦ 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨ 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの	国基準（第10条第3項）のとおり	

No.	項目	従参	国基準	区基準(案)	区基準(案)の考え方
10	員数	従	・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上 ・うち1人は補助員で可	国基準(第10条第2項)のとおり	
11	児童の集団の規模	参	・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする	国基準(第10条第4項)のとおり	
12	併設施設の職員	従	・同一敷地内に他の事業所・施設等がある場合、一部の職員は併設する施設と兼ねることができること(利用者の支援に支障がある場合は除く)	国基準(第10条第5項)のとおり	
13	利用者の取り扱い	参	・国籍、信条、社会的身分による差別的取り扱いの禁止 ・虐待等の禁止	国基準(第11条、第12条)のとおり	
14	衛生管理	参	・設備、食器、飲用水の衛生的に管理すること ・感染症、食中毒の発生やまん延を防止するために努力すること ・医薬品、医療品を常備及び適正に管理すること	国基準(第13条)のとおり	
15	運営規程	参	・重要事項として次の項目を定めること ①事業目的・運営方針 ②職員の職種、人数、職務内容 ③開所日、開所時間 ④支援内容、利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥事業の実施地域 ⑦留意事項 ⑧緊急時対策 ⑨災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項	国基準(第14条)のとおり	
16	帳簿	参	・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること	国基準(第15条)のとおり	
17	秘密保持	参	・職員は、業務上知りえた利用者の秘密を漏らしてはならないこと(退職後含む)	国基準(第16条)のとおり	
18	苦情対応	参	・苦情窓口等を設置すること ・区から指導又は助言を受けた場合は改善すること ・社会福祉法上の運営適正委員会が行う調査への協力義務	国基準(第17条)のとおり	
19	開所日数・開所時間	参	・原則 1年につき250日以上 ・原則 平日につき1日3時間、休日につき1日8時間	・開所日数は1年につき280日以上とする ・開所時間は国基準(第18条第1項)のとおり	学童クラブを利用している保護者は、土曜日が就労日となっていることも多く、土曜日の開所需要が大きいこと、また、区内の学童クラブは日曜日・祝日・年末年始を除いた日を開所日数としていたことを考慮し、年間280日以上とする
20	保護者との連絡	参	・利用者の健康及び行動の保護者への説明及び支援内容等の保護者の理解・協力を得よう努めること	国基準(第19条)のとおり	
21	関係機関との連携	参	・区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等の関係機関との密接に連携し利用者を支援しなければならないこと	国基準(第20条)のとおり	
22	事故発生時の対応	参	・事故発生時は速やかに、区、当該利用者の保護等に連絡を行うこと ・賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならないこと	国基準(第21条)のとおり	